

令和4年度 夏の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和4年7月11日（月）～7月20日（水）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 夏のレジャーや観光等に起因する過労運転などにより交通事故が多発することが懸念される。市民一人ひとりが交通安全について意識し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

重点事項

- 1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 過労運転等の防止
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

7月15日（金）は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

夏季は夏休み等により子どもの活動が活発となり、交通事故に遭う可能性が高くなることが予想されます。また、昨年の県内における交通事故による死者のうち、約半数が高齢者となっています。

◎運転者は・・・

- 高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」を心がけましょう。
- 横断歩道での歩行者優先を徹底しましょう。
- 交通ルールを遵守しましょう。
- 運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。

◎歩行者は・・・

- 道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。
- 左右の安全確認を徹底し、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

〈高齢者の交通事故防止〉

- 70歳以上の運転者は、高齢者マークの表示に努め、体調が優れないときは運転を控えましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載車「セーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）」の普及啓発を図りましょう。
- 運転免許自主返納者への支援制度の周知をしましょう。

（支援制度の例）

事業主体	主な支援内容
鳥取市	65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者（年齢制限なし）を対象に、路線バス定期券を定価の半額で販売（販売場所：鳥取バスターミナル）
鳥取県 タクシー・ハイヤー協会等	タクシー運賃1割引

※その他支援制度について詳しくは、
鳥取県警察 HP 「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」まで

〈子どもの交通事故防止〉

- 児童が日常利用する道路での指導・見守り活動を推進しましょう。
- 外出する際は交通事故にあわないように、道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈障がい者の交通事故防止〉

- サポートを必要としている方にはすすんで声をかけ、誘導や介助など手助けを行いましょう。

重点事項2

自転車の安全利用の推進

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- 自転車乗用時の飲酒運転・二人乗りの禁止を徹底しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・車道の左側通行などの自転車の通行方法
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
 - ・自転車の前照灯の点灯
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットを着用させるとともに、その他の自転車利用者に対しても着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度（TS マークや各保険会社が販売する自転車保険）の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

重点事項3

過労運転等の防止

夏季は暑さからくる疲労蓄積、睡眠不足による居眠り運転や過労運転により、正面衝突や車両単独の車線はみだし事故の発生等が予想されます。

◎運転者は・・・

- 長距離運転時にはこまめに休憩を取りましょう。
- 睡眠不足や体調不良時には運転は差し控えましょう。
- 運転中に気分が悪くなったり急な眠気が襲ってきたりしたときは、駐車場などの安全な場所に車を止めましょう。
→睡眠をとったり外の空気を吸ったりしてリフレッシュし、体調が回復し眠気がなくなってから運転を再開するようにしましょう。

◎歩行者は・・・

- 熱中症は重大な交通事故を引き起こす可能性があります。
適宜水分の補給を行いましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 家庭や事業所等において、運転手の疲労や睡眠の状態をチェックし、問題があれば運転をしないように呼びかけを行いましょう。
- 誰にでも居眠り運転、過労運転は起きうることを理解し、過労運転は大事故につながることを周知徹底に努めましょう。

<過労運転とは>

車両の運転者が過労により、正常な運転ができない恐れがある状態で車両を運転する行為といわれており、道路交通法にて禁止されています。過労の兆候として表れる3大症状に「注意力の低下」「疲労感の増大」「眠気」が上げられています。中でも眠気がある状態での運転は、飲酒運転をしているのと同じくらい危険だとされています。

○運転者本人

処罰対象	罰則	違反点数
道路交通法 66 条 過労運転の禁止	3年以下の懲役 または 50 万円以下の罰金	25 点

○過労の兆候として表れる3大症状

- ①注意力の低下
- ②疲労感の増大
- ③眠気

※特に眠気は、飲酒運転と同じくらい危険！



重点事項4

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない・させない」という気持ちを持ち、「思いやり・ゆずり合い」の運転が重要です。

◎飲酒運転

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 家庭や職場などで「飲酒運転をしない・させない」環境作りに努めましょう。
- 酒類提供者は運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。
ハンドルキーパー運動とは
自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。

◎妨害運転（あおり運転）

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけましょう。
- ドライブレコーダーを前後につけましょう。
- 妨害運転（あおり運転）を受けたときは、車外に出ることなく110番をしましょう。

【飲酒運転】 ※運転者以外にも罰則が科せられる場合があります！

＜運転者・車両の提供者＞

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜酒類提供者・車両の同乗者＞

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



【妨害運転（あおり運転）】

①妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通危険を生じさせるおそれのある方法（違反行為を繰り返し、継続的に行う等）によるものをした場合。

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・違反点数 25点 ・免許取消し（欠格期間2年）

②妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数 35点 ・免許取消し（欠格期間3年）

